不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 環境 部廃棄物対策 課

(産業廃棄物対策 係 /内線:71-2226)

根拠区分	法律 •\$	全例	
処分の名称	産業廃棄物の処分業者等への支障の除去等のための措置命令		
処分権者	市長		
根拠規定	根拠法令·条例題名 (制定年/区分/発令番号)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項		19 Ø 5-1
基準規定	其淮注会等顯名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) (昭和45年法律第137号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。) (昭和46年政令第300号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。) (昭和46年厚生省令第35号) 「行政処分の指針について(通知)」 (平成25年環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイク ル対策部産業廃棄物課長通知)
	县准租定条归		法第 12 条第 1 項,第 2 項 令第 6 条,規則第 8 条
			置命令」に、要件や手続き等を示す。(「行政処分の指針について(通知)」 ころによる。)
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	弁明の機会の付与		
本票の作成日	平成 年 月 日作成		
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正		

を除く。)

基準内容 処分基準等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 補足 19 の 5-1 第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基 準又は特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第十九条の三第三号に掲 げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運 搬又は処分を行つた者を含む。)である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において 同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という。)に対し、期 限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。 一 当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該保管、収 集、運搬又は処分を行つた市町村又は都道府県を除く。) こ 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者 三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務 (電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。) について、次のいずれかに該当する 者があるときは、その者 イ 第十二条の三第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。)の規 定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を して管理票を交付した者 ロ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、 若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者 ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は これらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者 へ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者 ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者 チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者 リ 第十二条の五第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合に おいて虚偽の登録をした者 ヌ 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者 ル 第十二条の五第十項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者 四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者 (当該運搬又は処分を他人に委託していた者(第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、 第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。)

五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは 処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、

若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をすることを助けた者があるときは、その者